

○一関工業高等専門学校危機管理室規則

(平成18年3月3日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校運営組織規則（平成17年7月14日制定）第29条第2項の規定に基づき、一関工業高等専門学校危機管理室（以下「危機管理室」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 危機管理室は、一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）において発生する次の各号に掲げる事象（以下「危機事象」という。）に迅速かつ的確に対処することを目的とする。

- 一 教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態
- 二 本校の学生及び教職員の安全に関わる重大な事態
- 三 施設管理上の重大な事態
- 四 本校に対する社会的責任を損なう事態又は社会的影響の大きな事態
- 五 その他前各号と同等以上の重大な事態

(組織)

第3条 危機管理室は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長（教務担当）
- 三 副校長（学生担当）
- 四 副校長（寮務担当）
- 五 副校長（総務担当）
- 六 副校長（専攻科担当）
- 七 事務部長
- 八 総務課長及び学生課長
- 九 その他校長が必要と認めた者

(室長等の責務)

第4条 危機管理室の室長は校長とし、本校における危機管理を統括し、必要な措置を講じなければならない。

2 室長を補佐し、室長に事故ある時はその職務を代行させるため副室長を置き、副校長（教務担当）及び事務部長をもって充てる。

3 室員は室長の指揮の下、危機管理の推進に努めなければならない。

(室員以外の者の出席)

第5条 室長が必要と認めるときは、室員以外の者を会議等に出席させ、意見を聴くことができる。

(危機管理室の業務)

第6条 危機管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 危機事象への対処に関すること。
- 二 危機管理に関する情報の収集分析及び周知に関すること。
- 三 危機管理マニュアル等の策定並びに周知に関すること。
- 四 危機管理に関する教育，研修，訓練等に係る企画，立案及び実施に関すること。
- 五 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。
- 六 緊急時の組織体制及び情報伝達方法の整備並びに周知に関すること。
- 七 危機管理に関し，機構本部リスク管理対策本部と相互連携を図ること。

(危機事象に関する通報等)

第7条 本校における危機事象の通報窓口は，総務課とする。

(対策本部の設置)

第8条 室長は，危機事象への対処のために必要と判断する場合は，速やかに当該事象に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部は，原則として危機管理室が担うものとする。ただし，室長が必要と判断する場合は，別途設置することも可能とする。
- 3 教職員及び学生は，対策本部の指示に従わなければならない。

(秘密保持の義務)

第9条 本校の危機管理に関する業務に従事する教職員は，その業務に関し知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 危機管理室の事務は，総務課において処理する。

(雑則)

第11条 本規則に定めるもののほか，危機管理室の運営上必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，平成18年3月3日から施行する。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日規則第26号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。